

平成27年5月25日  
初等中等教育分科会  
于一ム学校作業部会  
参考資料1

# 参考資料

---

# 教職員評価について

---

# 現行法令の規定

## ○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(勤務成績の評定)

第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

(勤務成績の評定)

第46条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第40条第1項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

# 教職員評価の現状

- 教職員評価システムについて、全都道府県・指定都市の67教委で導入。
- 人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動している教委が、67教委中39教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への教員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中17教委が実施。
- 優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中21教委が実施。

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）

# 教諭等(管理職を除く教育職員)に対する評価の活用状況

活用分野等	活用している教育委員会数(全67教育委員会)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
昇任	23	23	25
昇給・降給	19	19	18
勤勉手当	12	16	15
免職・降任	5	8	9
配置転換	17	20	22
研修	23	28	30
人材育成・能力開発・資質向上	59	47	46
表彰	18	18	21
条件附採用期間の勤務状況判定	25	26	26
指導改善研修の認定	16	17	17
再任用の決定基準	—	1	8
その他	13	1	8

# 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号） 概要（平成26年5月14日公布）

## （1）能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

## （2）人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

### ○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

### ○ 人事評価の根本基準等

- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

<参考>国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価(目標管理))を行っている団体  
(平成24年度)

都道府県：37/47団体（78.7%） 指定都市：19/20団体（95.0%）

市区町村：563/1,722団体（32.7%） ※一部の職位で行っている場合を含む。

## （3）分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

### 施行期日

公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日

# 改正後の地方公務員法の規定

## ○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(任命権者)

第6条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

(任用の根本基準)

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(定義)

第15条の2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

# 改正後の地方公務員法の規定

## ○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(人事評価の根本基準)

第23条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(人事評価の実施)

第23条の2 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(人事評価に基づく措置)

第23条の3 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

(人事評価に関する勧告)

第23条の4 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

# 文部科学大臣優秀教職員表彰について

## 1. 概要

学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教員を文部科学大臣が表彰し、その功績を広く周知することにより、教員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、平成18年度から実施。平成25年度より、表彰実施要項を改正し文部科学大臣優秀教職員表彰として実施。

平成26年度は学校における持続可能な開発のための教育(ESD)を含むユネスコ活動の重要性やグローバル化の進展への対応などを踏まえて、ユネスコ活動や国際交流等の分野を選考基準に追加。

## 2. 表彰対象

学校教育活動、生徒指導、部活動等において顕著な成果を上げた現職の教職員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)について、各推薦者(国立:国立大学法人学長、公立:都道府県・指定都市教育委員会、私立:都道府県知事)から推薦のあった者を対象。

## 3. 被表彰者(過去5年分)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立	20	23	16	21	19
公立	817	782	772	825	777
私立	42	42	40	31	33
合計	879	847	828	877	829

(単位:人)

# 文部科学大臣優秀教職員表彰について

## ○教職員表彰実施要項(平成26年9月10日一部改正)(抄)

(趣旨)

第1条 この表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教職員であつて、学校教育に関し顕著な功績のあつた者で次の要件を満たす者に対して行う。

- 一 現に教職員であること。
- 二 推薦年度の4月1日時点において教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者であること(ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない)。
- 三 原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度を設けていない推薦者においては、表彰に準じる評価を得ていること。
- 四 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。

(選考基準)

第3条 主として下記のような者を基準として選考する。

- 一 学習指導において、特に顕著な成果を上げた者
- 二 生徒指導、進路指導等において、特に顕著な成果を上げた者
- 三 学校体育や学校保健、学校給食において、特に顕著な成果を上げた者
- 四 部活動等において、特に顕著な成果を上げた者
- 五 特別支援教育において、特に顕著な成果を上げた者
- 六 地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善において、特に顕著な成果を上げた者
- 七 ユネスコ活動や国際交流等の分野において、特に顕著な成果を上げた者
- 八 その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者

# 各県の優秀教職員表彰の実施状況(平成24年度)

都道府県 指定都市	実施状況											
	(1)対象者の年齢					(2)対象者の選考基準						
	①上限又は下限を設定	②未設定	①学習指導	②生徒指導、進路指導等	③学校体育や学校保健、学校給食	④部活動等	⑤特別支援教育	⑥地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善	⑦その他			
設定年齢								具体的内容				
1 北海道		○	○	○	○	○	○	○	○	・学級経営 ・安全指導		
2 青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
3 岩手県		○	○	○	○	○	○	○	○	・職務に関し有益な研究、改良又は工夫を行い優れた業績をあげたもの ・特に重要な業務に関し、抜群の努力をし、優れた取組を行ったもの ・教育環境整備において優れた取組を行ったもの ・県民の信頼を高める効果をあげたもの又は地域社会に貢献した もの ・その他、他の職員の模範となる優れた取組を行ったもの		
4 宮城県		○	○	○	○	○	○	○				
5 秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
6 山形県	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
7 福島県		○	○	○	○	○	○	○				
8 茨城県	○	教職経験10年以上かつ35歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	その他学校教育において、他の教員の模範となる指導を実践し、顕著な教育効果をあげている教員	
9 栃木県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	「前各号に掲げる者の他、教育関係職員として推奨に値する業績を上げ、顕著な教育効果を上げている者」という項目を設け、具体的な項目に該当しない教職員も対象にしている。	
10 群馬県		○	○	○					○	○	・調査研究・工夫考案 ・学校経営にかかわる改善 ・地域との交流 ・その他	
11 埼玉県		○	○	○	○	○	○					
12 千葉県	○	上限55歳	○	○				○	○	○	特に顕彰することが認められるもの	
13 東京都	○	(1)本都在職10年以上で管理職を除く45歳未満の者 (2)本都在職10年以上で管理職を除く45歳以上の者 (3)本都在職10年以上で管理職の職にある者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特に善行(人命救助など)のあったとき。
14 神奈川県	○	・第1部門 教職経験10年以上かつ35歳以上 ・第2部門 教職経験10年未満又は35歳未満		○		○		○				

# 各県の優秀教職員表彰の実施状況(平成24年度)

都道府市区	実施状況								
	(1)対象者の年齢			(2)対象者の選考基準					
	①上限又は下限を設定 設定年齢	②未設定	①学習指導	②生徒指導、進路指導等	③学校体育や学校保健、学校給食	④部活動等	⑤特別支援教育	⑥地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善	⑦その他 具体的内容
15 新潟県		○	○	○	○	○	○		○ その他の教職員の模範となるような顕著な成果を上げた者
16 富山県	○ 概ね50歳以上		○	○	○	○	○	○	○ 他の教員の模範となる指導を実践するなど、特に表彰することが適当と認められる者
17 石川県	○ 35歳以上		○	○				○	
18 福井県		○	○	○	○	○	○		○ その他学校教育において左記選考基準に準じた分野
19 山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20 長野県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21 岐阜県		○				○			
22 静岡県	○ 推薦年度の4月1日において在職経験10年以上で、35歳以上の者を対象とする。		○	○	○	○	○	○	○ その他、表彰することが適当と認められる特に優れた実践があること。
23 愛知県	○ 推薦年度の4月1日現在において、年齢が35歳以上		○	○	○	○	○	○	
24 三重県		○							○ ・学校教育及び社会教育の振興発展及び改善のため尽力しその功績が顕著であるもの。 ○ ・学校教育及び社会教育に関する学習活動等において、その成果などが他の模範と認められるもの。 ○ ・学術の振興及び文化財の保護顕彰に尽力しその功労が顕著であるもの。 ○ ・其の他前各号の一に準ずると認められるもの、または表彰にあたいすると認められるもの。
25 滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26 京都府	○ 概ね35歳以上		○	○	○	○	○	○	
27 大阪府		○	○	○	○	○	○	○	○ ・学校事務改善等において、学校の活性化に向けての創意工夫又は貢献等が特に優れ、顕著な業績を挙げた教職員 ○ ・教材開発又は指導方法の工夫、学校運営改善等において、特に優れた研究、提案等を行った教職員 ○ ・通常の職務の範囲を超え、職務を遂行し、表彰することが適当であると認められる顕著な業績を挙げた教職員
28 兵庫県		○	○	○	○		○	○	○ 具体的に設定している基準はない
29 奈良県	○ 教職経験9年以上かつ34歳以上の者		○	○	○	○	○		○ その他学校教育において、他の教員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者
30 和歌山県		○	○	○	○		○		○ ・学級経営において、特に顕著な成果を上げた者。 ○ ・担当する校務分掌等において、特に顕著な成果を上げた者。 ○ ・その他の教育活動において、特に顕著な成果を上げた者。

# 各県の優秀教職員表彰の実施状況(平成24年度)

都道府県市	実施状況									
	(1)対象者の年齢					(2)対象者の選考基準				
	①上限又は下限を設定	②未設定	①学習指導	②生徒指導、進路指導等	③学校体育や学校保健、学校給食	④部活動等	⑤特別支援教育	⑥地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善	⑦その他	具体的内容
31 鳥取県		○	○	○	○		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育行政事務について、職務上顕著な成果をあげた者</li> <li>○学校教育の振興について、特に顕著な成績をあげた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、安全指導に努め、功績顕著な者</li> <li>・へき地教育、人権教育において、功績顕著な者</li> <li>・定時制及び通信制教育において、功績顕著な者</li> <li>・幼児教育において、功績顕著な者</li> <li>・不就学、不登校の児童・生徒の就学について、特に尽力し功績顕著な者</li> </ul> </li> <li>○生涯学習又は社会体育の振興に関し、特に顕著な実績をあげた者</li> <li>○自己の危険を顧みず、職務に専念した者</li> <li>○職務に関して有益な研究を完成、発明、発見又は改良して、著しく教育、学術、文化の振興に貢献した者</li> <li>○その他職員として、特に著しい功績があり、他の模範とするに足ると認められる者</li> </ul>
32 島根県		○	○	○	○	○	○	○		
33 岡山県		○	○	○	○	○	○	○		
34 広島県	○ 教育賞:55歳以上 教育奨励賞:55歳未満		○	○	○	○	○	○		
35 山口県	○ 推薦年度の4月1日時点において教職経験10年以上かつ35歳以上		○	○	○	○	○	○	○	「その他学校教育に関することで特に顕著な成果を上げた者。」
36 徳島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○ 人権教育において、特に顕著な成果を上げた者
37 香川県		○	○	○	○	○	○	○	○	○ 校務分掌において、他の学校の模範となるような職務の工夫・改善等を行い、合理的・能率的な校務処理や特色ある企画・運営等を通じて、学校の活性化を図った教員
38 愛媛県		○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (1) 国、他県、市町などの派遣先又は研修先において優れた業績を挙げ、県職員の名誉を高めた職員</li> <li>○ (2) 県外の地震、台風等の大災害又は広域的な伝染病発生に対して、現地に赴き、他の地方公共団体等の業務に大きく貢献した職員</li> </ul>
39 高知県		○							○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土佐の教育功績表彰 土佐の教育功績表彰は、管理職等の長年にわたる功績を対象とした、教職員表彰制度の中で最も高い表彰</li> <li>○ 土佐の教育奨励表彰 土佐の教育奨励表彰は、土佐の教育実践表彰を受賞し、教育実践を継続して取り組んだ者を対象とした表彰</li> <li>○ 土佐の教育実践表彰 土佐の教育実践表彰は、管理職を除く職員を対象とした比較的短期的な教育実践に基づく表彰</li> </ul>

# 各県の優秀教職員表彰の実施状況(平成24年度)

都道府県市	実施状況								
	(1)対象者の年齢				(2)対象者の選考基準				
	①上限又は下限を設定	②未設定	①学習指導	②生徒指導、進路指導等	③学校体育や学校保健、学校給食	④部活動等	⑤特別支援教育	⑥地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善	⑦その他
設定年齢								具体的内容	
40 福岡県		○	○	○	○	○	○	○	
41 佐賀県	○ 退職前年(現業職以外59歳、現業職62歳)まで		○	○	○	○	○	○	○ 業績が目立たない業務に地道に精励し、その姿勢等が他の模範となる者
42 長崎県	○ 概ね35歳以上		○	○	○	○	○	○	○ ①～⑥に相当する教育実践等と成果が見られること
43 熊本県	○ 表彰年度末において35歳以上であること。ただし、教職員としての経験が10年以上の場合を除く。		○	○	○	○	○	○	○ 「その他学校教育に関することで特に顕著な成果を上げた者。」・・・他の項目に含まれない功績の場合にこの項目を選択する。
44 大分県		○	○	○	○	○	○	○	○ ・教育行政に関する事務の向上に努め著しい成果を上げた者 ○ ・へき地、離島、その他困難な社会環境のもとにおいて教育に尽力し、著しい成果を上げた者
45 宮崎県	○ 35歳以上		○	○	○	○	○	○	○ ・学校教育において、他の教職員の模範となるような者又は団体
46 鹿児島県		○	○	○	○	○	○	○	○ 基準なし。(その他学校教育)
47 沖縄県		○	○	○	○	○	○	○	○ ・職務上有益な発明、発見又は考案をした者 ○ ・永年職員として勤続し、その成績が特に優秀な者 ○ ・災害を未然に防止し、又は災害に関し危険をかえりみず職務を遂行した者 ○ ・離島、へき地その他困難な社会環境のもとにおいて教育に尽力し、著しい成果をあげた者
48 札幌市		○	○	○	○		○		○ ・学校経営に尽力し、著しく教育成果を高めた者
49 仙台市		○	○	○	○	○	○	○	○ ・児童等や学校職員の安全・衛生に配慮した教育や職場環境の整備に寄与する活動を行い、特に優れた成果を上げている者
50 さいたま市	○ 35歳以上かつ教員在職10年以上		○	○	○		○		
51 千葉市		○	○	○	○		○	○	
52 川崎市		○	○	○	○	○	○	○	
53 横浜市		○	○	○	○	○	○	○	
54 相模原市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55 新潟市		○	○	○	○		○	○	○ ・地域の教育力の向上または導入 ○ ・幼児・児童・生徒の安全安心を保障するための安全管理等への対応 ○ ・幾年にもわたる高い教職員評価

# 各県の優秀教職員表彰の実施状況(平成24年度)

	実施状況								
	(1)対象者の年齢				(2)対象者の選考基準				
	①上限又は下限を設定	②未設定	①学習指導	②生徒指導、進路指導等	③学校体育や学校保健、学校給食	④部活動等	⑤特別支援教育	⑥地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善	⑦その他
設定年齢	具体的内容								
56 静岡市	○ 35歳以上58歳以下		○	○	○	○	○	○	
57 浜松市		○	○	○	○	○	○	○	
58 名古屋市									○ ・職務上の成績が特に優秀な者 ・職務上特に有益な調査、研究、発明、発見または工夫をした者 ・職務の遂行に関し、職員の名譽を高めるような善行があった者 ・災害を未然に防止し、または災害に対して、特に功労があった者 ・全各号に定めるもののほか、表彰に値すると認める業績または行為のあった者
59 京都市		○	○	○	○	○	○	○	
60 大阪市		○							○ ・職務上の成績が特に優秀なもの ・職務上、特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
61 堺市	○ 40歳以上		○	○	○	○	○	○	○ ・その他学校教育において、他の教員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果をあげたこと。
62 神戸市		○	○	○	○	○	○	○	
63 岡山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64 広島市		○				○			○ 教育長が必要と認める者 (＊いずれの表彰においても、同一の功績により、勲章、賜杯、褒賞、大臣表彰又は市長表彰を受けているものは対象外とする)
65 北九州市		○	○	○	○	○	○	○	○ ・研修において高い評価を受け、又は研究活動において優れた実績を上げている場合
66 福岡市		○	○	○	○	○	○	○	○ ・優れた教育活動を実践し、学校運営に大きく貢献している者
67 熊本市	○ 表彰年度末において35歳以上であること		○	○	○	○	○		○ ・学校教育において他の教員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者
合計	20県市	39県市	53県市	52県市	50県市	44県市	51県市	39県市	39県市

# 各県の優秀教職員表彰の活用状況(平成24年度)

都道府県 市	表彰を受けた者の活用						
	(1)活用状況			(2)具体的な活用内容			
	①活用している	②活用する予定である	③未活用	①研修会等講師 具体的内容	②教育実践の公開 具体的内容	③指導教員 具体的内容	④その他 具体的内容
1 北海道			○				
2 青森県	—	—	—	—	—	—	—
3 岩手県			○				
4 宮城県			○				
5 秋田県	—	—	—	—	—	—	—
6 山形県	—	—	—	—	—	—	—
7 福島県			○				
8 茨城県	○			○ ・教職員の研修における講師(初任者研修講座・5年次研修講座・10年経験者研修講座 新任教務主任、新任進路指導主事、新任生徒指導主事等の研修講座) ・各種部活動指導者講習会における講師	○ ・近隣校や要請のある学校、大学に出向いての模擬授業や講義 ・教育情報ネットワークでの指導案や実践報告等の配信		○ 学校で活用する指導事例集等の執筆・編集
9 栃木県	○			・とちぎ教育未来塾講師、初任者研修講師、 教職2～5年目研修講師など			
10 群馬県	○			○ 研修会等講師			
11 埼玉県	○			○ 各種研修会の講師、指導者	○ ・学力向上授業研究会における授業者 ・若手教員のための「学びの道場事業」での授業公開、指導		
12 千葉県	○					○ 若手教員指導教員の様な立場となることが多い	
13 東京都			○				
14 神奈川県	○			○ ・教員対象の研修の講師 ・授業を積極的に公開			
15 新潟県	○			○ ・教職員研修の講師や公開授業の実施等			
16 富山県			○				
17 石川県	○			○ ・教育研修センター研修講師 等			
18 福井県	○			○ ・採用内定者事前研修会の講師など			
19 山梨県	—	—	—	—	—	—	—
20 長野県	—	—	—	—	—	—	—
21 岐阜県			○				
22 静岡県			○				
23 愛知県	○			○ ・研修会講師	○ ・教育実践の公開	○ ・指導教員	

# 各県の優秀教職員表彰の活用状況(平成24年度)

都道府県市	表彰を受けた者の活用						
	(1)活用状況			(2)具体的な活用内容			
	①活用している	②活用する予定である	③未活用	①研修会等講師 具体的内容	②教育実践の公開 具体的内容	③指導教員 具体的内容	④その他 具体的内容
24 三重県			○				
25 滋賀県	—	—	—	—	—	—	—
26 京都府	○			○ 採用予定者事前研修会等、各種研修会の講師			
27 大阪府			○				
28 兵庫県			○				○ ホームページで実践事例を紹介
29 奈良県	○				○ 県教育委員会のWebページで実践内容を公開		
30 和歌山県	○			○ きのくに教育の匠の名簿に登載し、依頼のあった学校等へ派遣			
31 鳥取県			○				
32 島根県			○				
33 岡山県	○			○ 研修会等講師			
34 広島県			○				
35 山口県	○			○ 前年度の県優秀教職員表彰を受けた教員の中から、「教育力向上指導員」として県教育委員会が委嘱し、次の活動を実施(以下同) 県教育委員会、市町教育委員会の主催による各種研修会における講師、指導者等	○ 授業等公開	○ 派遣要請に基づく訪問指導、助言(研修支援、研究授業、個別指導等)	○ 学校サポートチームへの参画(総合教育支援センターからの要請)
36 徳島県	○						○ 海外研修等への派遣
37 香川県	○			○ 新任指導教諭研修会 ○ 教職10年経験者研修 ○ 教科教育等指導力向上研修会	○ 県教育委員会のWebページで実践内容を公開 ○ 実践レポート集の配布		
38 愛媛県	○			○ 教職員の研修における講師(初任者研修講座・5年次研修講座・10年経験者研修講座等)			
39 高知県			○				
40 福岡県	○			○ 各研修会に於ける実践発表、講話、指導・助言など			
41 佐賀県	○			○ 研修会講師			○ 管理職等登用、教育委員会事務局職員などへの活用や、模範的な教職員として主任等の役職で学校活性化に貢献

# 各県の優秀教職員表彰の活用状況(平成24年度)

都道府県市	表彰を受けた者の活用						
	(1)活用状況			(2)具体的な活用内容			
	①活用している	②活用する予定である	③未活用	①研修会等講師 具体的内容	②教育実践の公開 具体的内容	③指導教員 具体的内容	④その他 具体的内容
42 長崎県			○				
43 熊本県			○				
44 大分県	○			○ 研修会等の講師	○ 教育実践の公開		
45 宮崎県			○				
46 鹿児島県			○				
47 沖縄県			○				
48 札幌市			○				
49 仙台市			○				
50 さいたま市	○				○ 授業公開		
51 千葉市			○				
52 川崎市	○			○ 研修会等講師			
53 横浜市	○			○ 初任者研修等における講師			
54 相模原市	—	—	—	—	—	—	—
55 新潟市			○				
56 静岡市			○				
57 浜松市	○			○ 参観を希望する教職員に対する授業公開			
58 名古屋市			○				
59 京都市			○				
60 大阪市			○				
61 堺市			○				
62 神戸市			○				
63 岡山市	—	—	—	—	—	—	—
64 広島市			○				
65 北九州市	○			○ 個別に本市教育センターにおける研修会の講師			
66 福岡市	○			○ 教育センター各研修講座における講師および実践発表者			
67 熊本市			○				
合計(県市数)	27県市	0県市	32県市	22県市	8県市	3県市	5県市

# 学校と地域等との連携について

---

## 地域との連携を担う教職員について

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、  
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠

- 多くの地域の人々が学校に関わるようになれば、より豊かな子どもの学びが生まれる。
- 子どもの成長とともに大人達の成長を促し、地域の絆を強めていくことは、「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。



学校における地域連携推進の業務及びその担当を明確化することにより、地域の力を生かした学校教育の充実を図るとともに、学校全体の負担を軽減し、マネジメント力の向上を図ることが重要。

### 地域との連携を担う教職員の役割の例

- 校内・学校間(校区内)・教育委員会との連絡・調整
- 校内教職員等の支援ニーズの把握・調整
- 学校支援活動の運営・企画・総括
- 地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察 など

この他、従来、各教員がそれぞれ携わっていた以下の業務を担うことにより、地域との連携に係る学校全体の負担軽減が図られることが期待される。

- ・地域住民、保護者、関係機関等との総合窓口
- ・地域住民等が参加する授業等の調整等(キャリア教育等の総合的な学習そのもののサポート等)
- ・地域住民・保護者アンケートの作成・集計 など

# 地域との連携を担う教職員の位置づけに関する答申等(抜粋)

## 今後の地方教育行政の在り方について(答申)(平成25年12月13日中央教育審議会)

### 3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

#### (2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

##### ① 国の取組について

教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。

あわせて、学校運営協議会の委員やコーディネーターとなる地域の人材の育成や確保に向けた支援も求められる。

## コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて(報告)

(平成27年3月コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

### IV コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

#### (2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

○ 継続的な取組や多くの地域の人々の参画を促していくためには、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。学校内の体制整備の事例として、学校と地域の連携に関する職務を担当する教職員を置く例や校務分掌に位置づける例、事務職員をコミュニティ・スクールの運営の中心的役割に位置付けている例、地域人材をコーディネーターとして校内に配置する例がある。また、社会教育主事有資格者の教員を地域連携担当に位置付けることを積極的に推進している県もある。こうした学校では、地域との協働による授業や体験活動等の調整が円滑に行われ、地域連携に関する情報の発信が積極的に行われるなど効果を発揮しており、チームとしての学校の力を発揮する観点からも有効である。

○ その際、教員が子供と向き合う時間を確保する観点や教職員がチームとして学校運営に関わるという観点等から、学校の教員と事務職員

等が果たすべき役割の明確化を図った上で、事務職員等が学校運営に積極的に関わっていく視点が求められる。

#### 【推進のための具体的方策】

##### <地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

◇ 全ての学校において、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教職員の配置を促したり、地域人材を地域連携推進員として校内に配置するなど、地域とともにある学校としての組織的・継続的な体制強化を促すこととし、そのために必要な制度面の検討も行う。その際、社会教育主事有資格者の活用も促す。

◇ さらに、学校の教員と事務職員が果たすべき役割・標準職務の明確化を促進するとともに、学校事務の共同実施等を通じて、事務機能の強化を促進する。その際、事務職員の研究・研修団体等と連携し、研修プログラムモデルの開発・普及を行うなど、事務職員の育成を促す。

# 地域との連携担当して教員を位置づけている事例

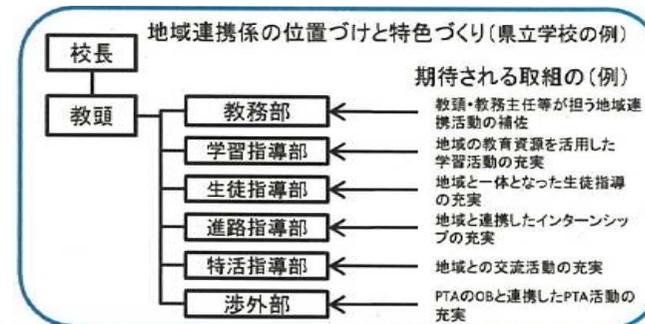
## 栃木県教育委員会

■ 地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】  
⇒ 地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
- 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること【連絡調整】  
⇒ 地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
- 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】  
⇒ 地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等 など

<期待される取組例>



## 岡山県教育委員会

■ 成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

- 校内の地域連携情報の集約、
- 全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
- 地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）との情報交換 など



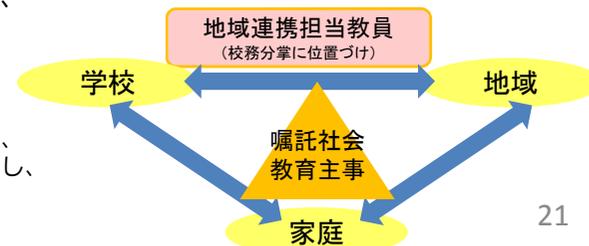
## 仙台市教育委員会

■ 地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と学校の情報共有
- 地域活動への参加
- ゲストティーチャーや地域学習の実施 など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、学校において地域連携担当教員をサポートし、教育活動の充実や地域の活性化を推進。



# 地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

## 鳥取県南部町教育委員会

■平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

- 教員の業務の整理
- コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
  - ・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
  - ・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
  - ・情報発信（学校だより発行、HPによる公開）
- 学校体制の見直し など

<取組による主な成果>

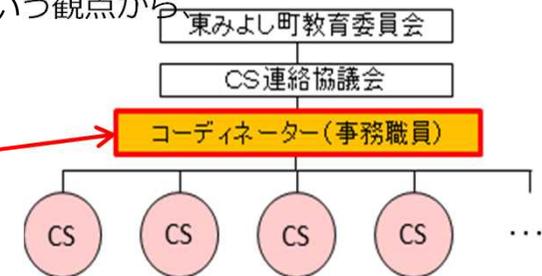
- 校間や地域との連携が円滑化
- 教員の授業準備時間の増加
- 予算確保や予算執行の円滑化
- 定期的な情報発信

## 徳島県東みよし町教育委員会

■クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

- コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
- コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
- 地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整 など



## 滋賀県長浜市湯田小学校

■学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

<事務職員の役割>

- 学校と地域をつなぐコーディネーター
  - ・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
  - ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
- 学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行） など



ボランティアのシフト表

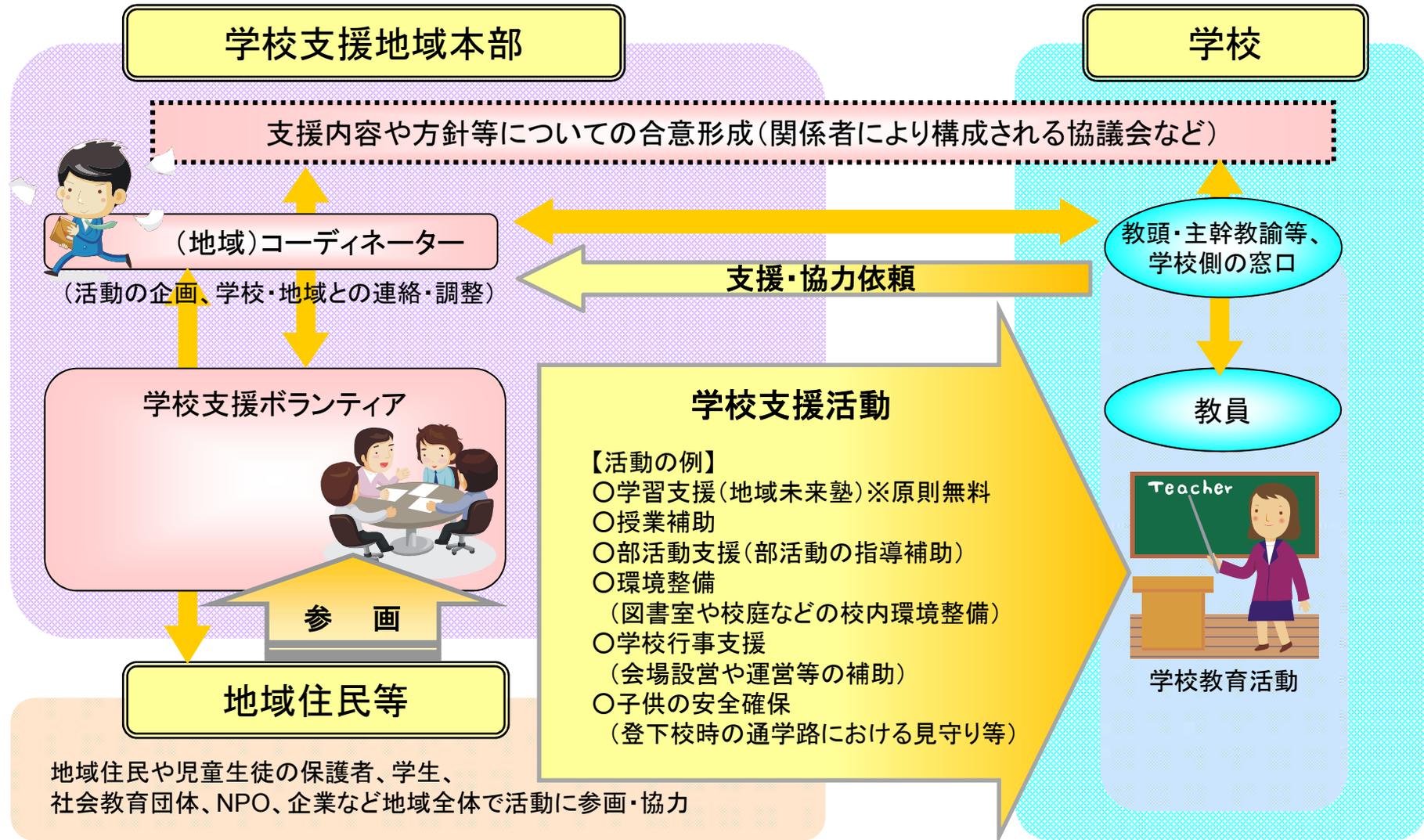


学校情報の速やかな提供  
(ブログの発信) 22

# 学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

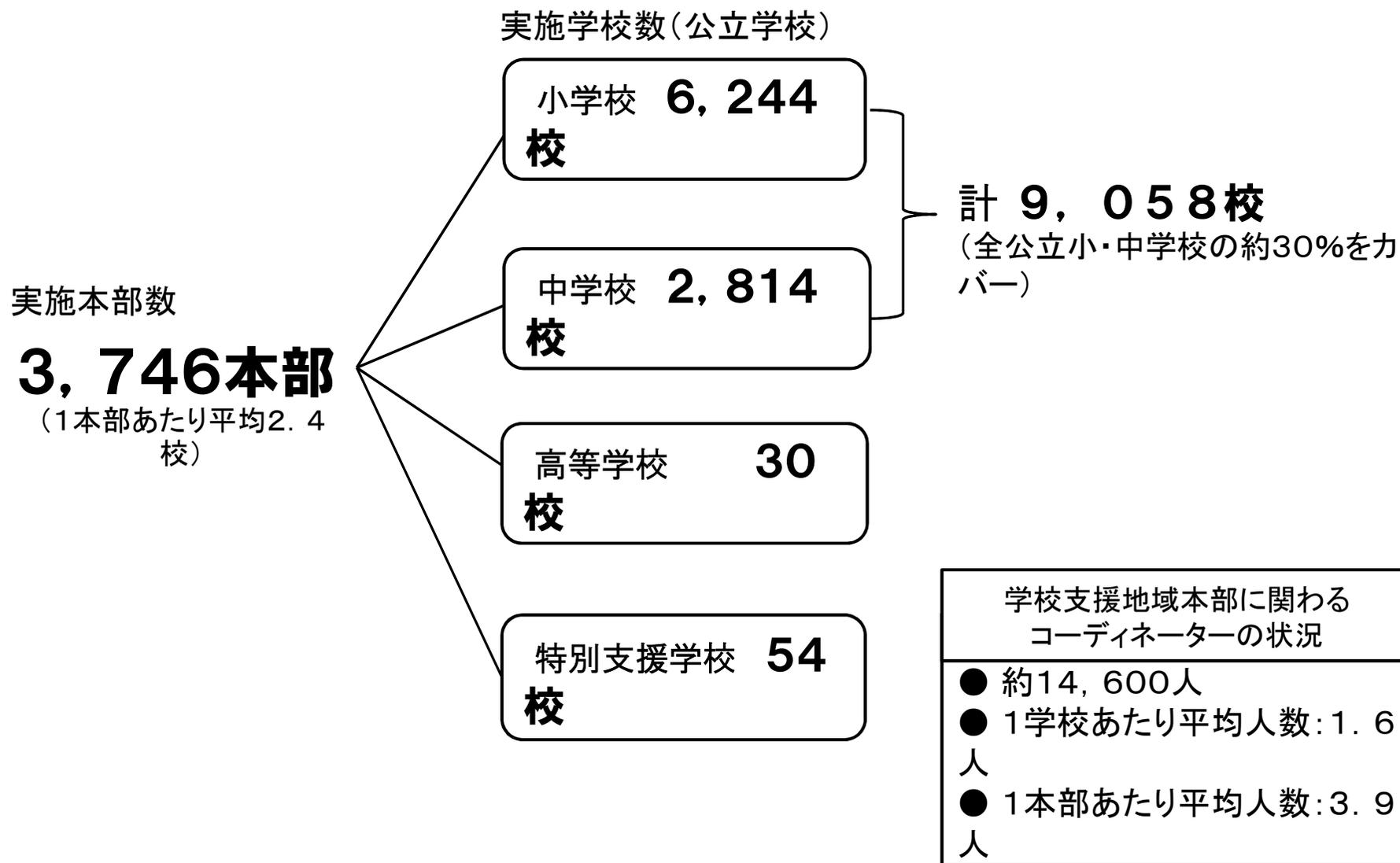
<H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯 23  
学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

# 平成26年度「学校支援地域本部」の実施状況

(文部科学省調査)



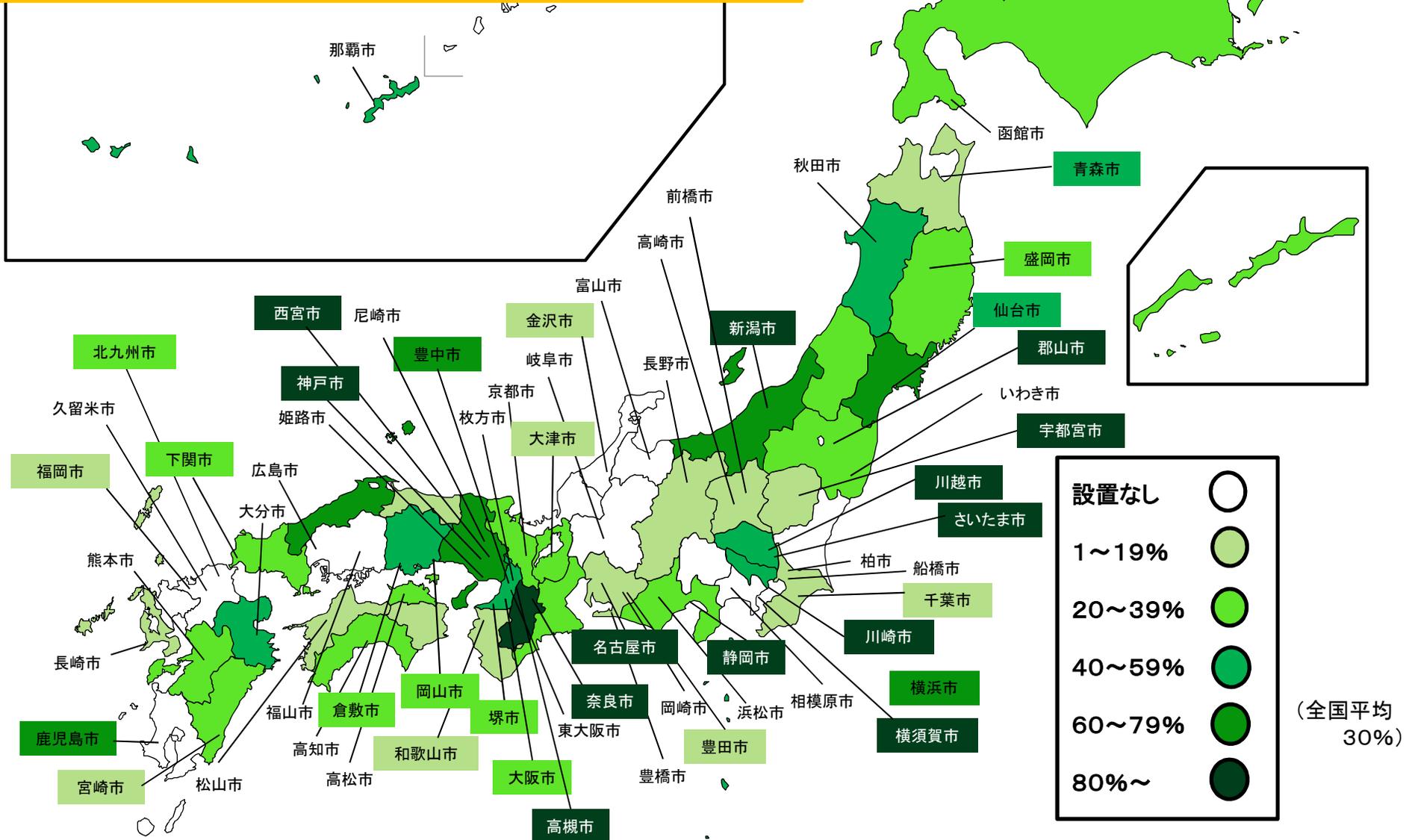
平成26年度

『学校支援地域本部』の実施状況

※公立小中学校における実施

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用

\*被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用



# 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

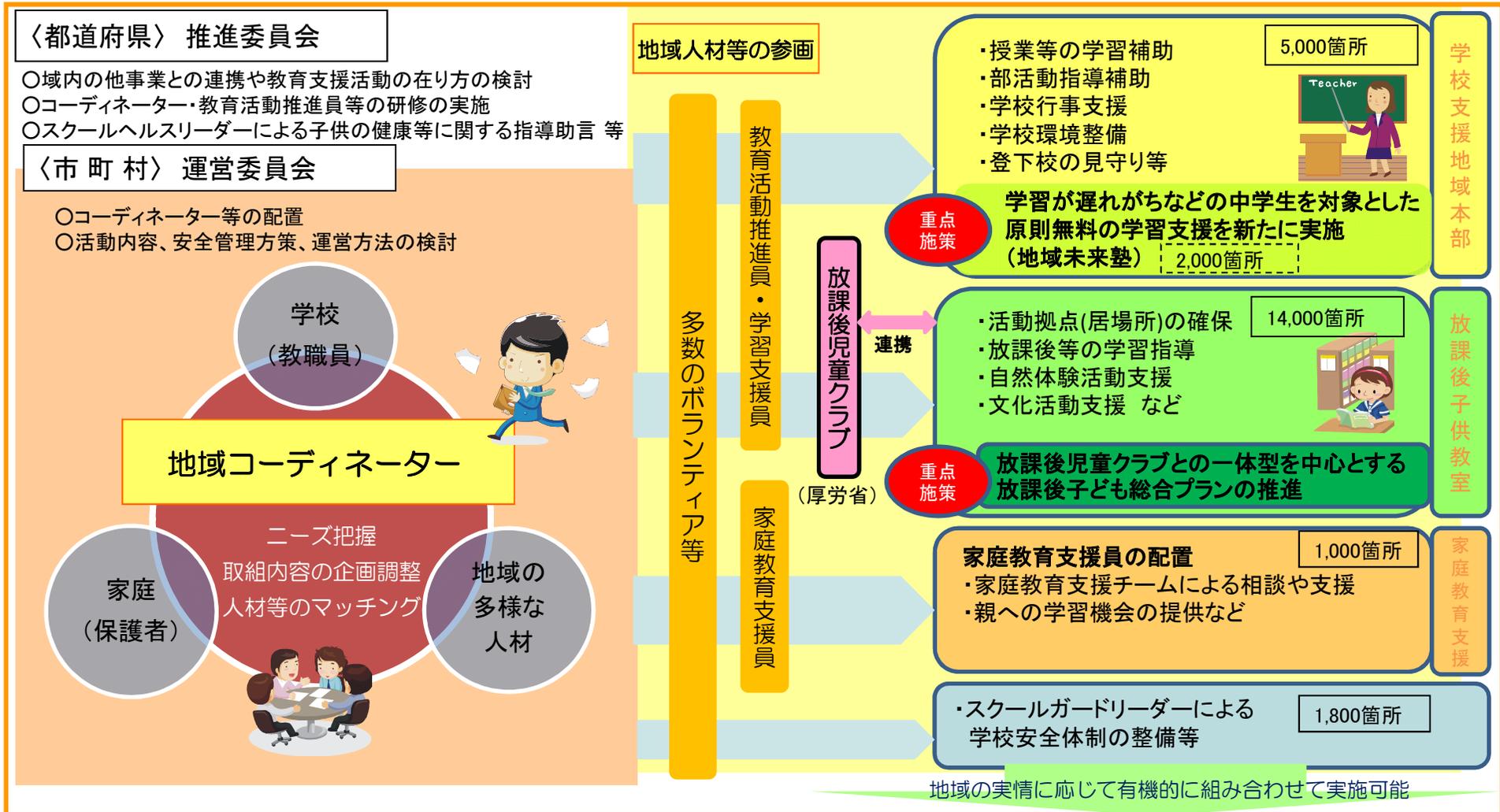
(平成26年度予算額 3,814百万円)  
平成27年度予算額 4,882百万円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化<sup>26</sup>

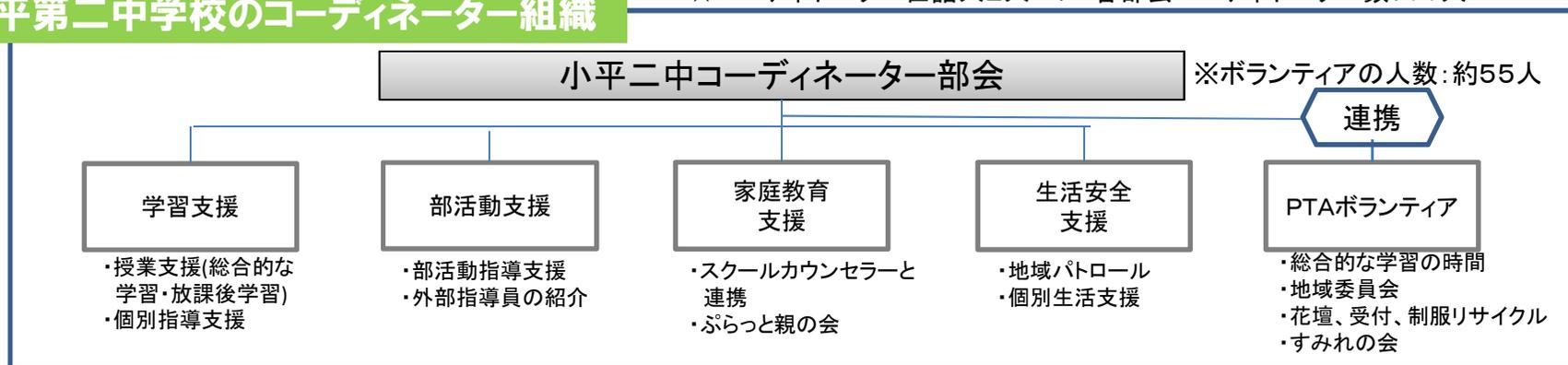
# 学校支援地域本部におけるコーディネーターの効果的な配置の事例

## ～コーディネーター部会の設置の事例～ (小平市立小平第四小学校・小平第二中学校)

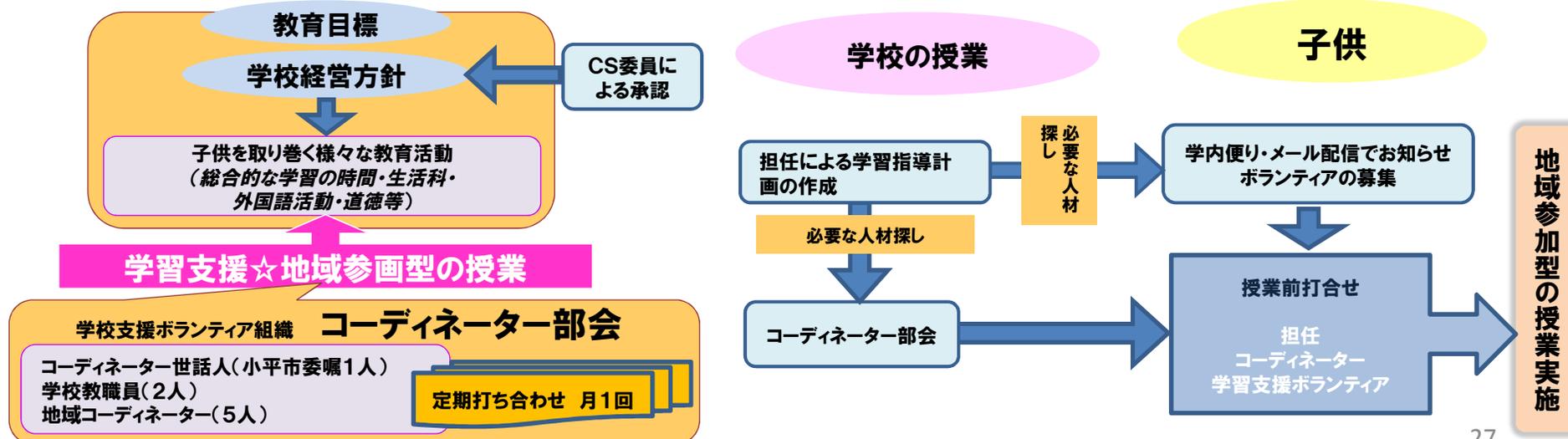
- 小平市教育委員会では、平成14年度から「小平地域教育サポート・ネット事業」として、学校支援ボランティアの養成・積極的活用とコーディネーターの養成に取り組んでいる。
- 市内27校(全校)に延べ48人のコーディネーター世話人を配置している。各部ごとのコーディネーターの代表が部会を組織。

### 小平第二中学校のコーディネーター組織

★コーディネーター世話人2人 + 各部会コーディネーター数:11人



### 小平第四小学校におけるコーディネーターの取組



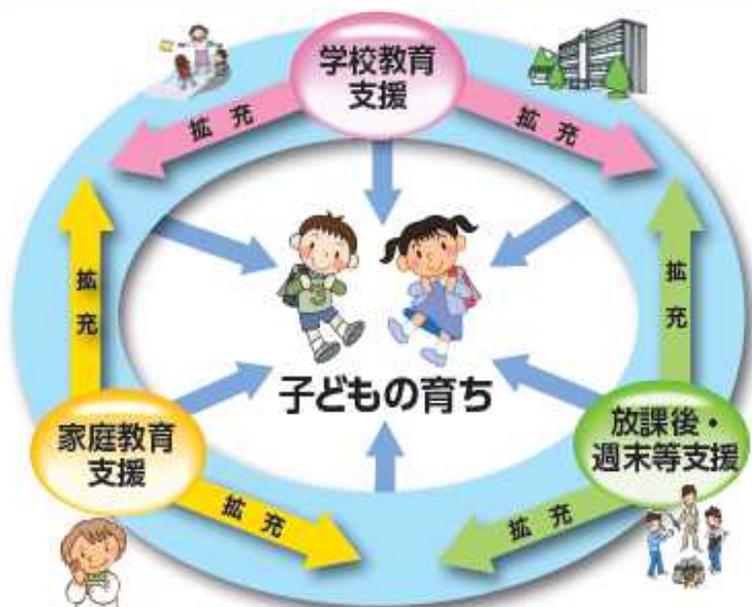
# 学校の教育活動と放課後の支援活動の連携事例

岡山県

○平成20年度から「学校支援地域本部」事業を実施。平成23年度からは「おかやま子ども応援事業」のメニューとして実施。

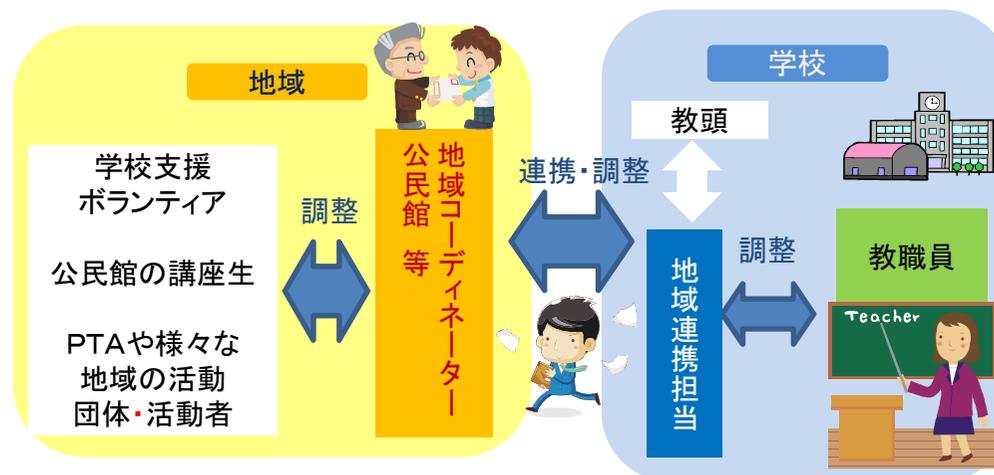
○「おかやま子ども応援事業」とは、地域住民の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」の活動を有機的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子供を健やかにはぐくむとともに、学校力・地域力の向上を図る事業。

教育支援活動拡充のイメージ図



○学校と地域が連携していくためには、学校の組織的な体制整備が必要！

○平成24年度から学校に「地域連携担当」が位置づけられ、窓口が明確化



## ～取組事例～

【美咲町立旭小学校 学校支援地域の取組】

【学校教育支援】から【放課後・週末等支援】へ

★学校教育支援から放課後・週末等の取組を増やすことで、地域における子供への一貫した支援を充実することが可能に

★平成25年度からは保護者のニーズ等を踏まえ、小学校区を対象に町民センターを活用して「寺子屋あさひ」(放課後子供教室)を新規開設